

平成26年8月7日

改正会社法の成立にあたっての会長声明

京都司法書士会

会長 森中勇雄

【声明の趣旨】

改正会社法により登記事項として追加される「監査役の監査の範囲に関する登記」に関して、「施行日後1年以内に登記されるものについては、その登記に対する登録免許税を非課税とする」等の措置が講じられるべきである。

【声明の理由】

1. 改正会社法が平成26年6月20日成立し、同月27日公布された。施行期日は、平成27年4月又は5月が見込まれている。今般の改正の本旨は、企業統治の在り方及び親子会社に関する規律等、主に上場企業において重要な会社法制の見直しであるが、中小企業にとっても影響が大きく、かつ、重要な改正点も含まれており、その最たるものが「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨」の定款の定めがあることが登記事項として追加される点である。
2. この改正により、施行日において現に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社は、施行後最初に監査役が就任し、又は退任するまでの間に、改正会社法第911条第3項第17号イに掲げる事項（「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある旨」）の登記をしなければならないものとされた（改正附則第22条第1項）。この登記の際には、通常の役員変更の登記に関する登録免許税以外に、別途3万円の登録免許税（登録免許税法別表第一第24号（一）ツ）の納付が必要となることが見込まれている。
3. もとより、株式会社の監査役の権限が会社法の原則どおり「業務監査権限を有する」（いわゆる「監査役設置会社」（会社法第2条第9号））のか、あるいは定款の定めにより「会計に関するものに限定されたものである」のかは、当該株式会社の運営等の規律を画するものであり、その区別が登記によって明らかとなることは非常に望ましいことであって、これが登記事項と

して追加されることは大いに評価されて然るべきものである。しかし、その登記のためには、対象となることが予想される多くの中小企業が登録免許税 3 万円を負担しなければならないことが見込まれており、その負担感は非常に大きいものである。そのため、改正附則第 2 2 条第 1 項の規定より登記をすることが猶予され得る期限（最長は、約 1 0 年である。）のぎりぎりまで、この登記がされずに放置されることが懸念される場所である。この登記がされないまま放置された場合、例えば裁判実務においても、上記猶予期間内は、訴訟当事者である株式会社の代表権限を確認するために、登記事項証明書のみならず定款の添付も求める等により当該株式会社の監査役の権限を確認しなければならない場合が生ずる等、改正の趣旨を没却した取扱いを余儀なくされることとなる。

4. 商業登記制度は、会社に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資することを目的とする公示制度（商業登記法第 1 条）であり、会社の実体を反映し、真正が担保されてこそ、信頼されるものである。したがって、施行日後は、登記をすべき対象となる株式会社の全てにおいて、可及的速やかに、「監査役の監査の範囲に関する登記」がされることによって、株式会社の監査役の権限の区別が登記上明らかにされることが望ましい。そのためには、その障害となることが予想される登録免許税の点に関して、格別の取扱いとして、「施行日後 1 年以内に登記されるものについては、その登記に対する登録免許税を非課税とする」等の措置が講じられるべきである。

【注】

- (1) 声明文中、「改正会社法」とは、「会社法の一部を改正する法律」（平成 2 6 年法律第 9 0 号）を指すものとする。
- (2) 登記をすべき対象となる株式会社は、定款に株式譲渡制限に関する規定を設けている「公開会社（会社法第 2 条第 5 号）でない株式会社」であって、かつ、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨（会社法第 3 8 9 条第 1 項）を定款で定めている株式会社である。

以上